

企画提案仕様書

1. 委託業務名

令和6年度 県産木材スタディーツアー等委託業務

2. 委託期間

契約締結の日～令和7年3月21日

3. 業務概要

木材は再生可能な資源であることから、森林・林業及び木材産業がSDGs（2015年の国連サミットで採択された持続可能な開発目標）に多く貢献しているとして再注目されている。本県においても、県産木材の利用推進に係る普及活動を通して、県民への森林・林業の理解は広がりつつある。

しかし、多種多様な樹種を有する本県の木材の特性及び木目・色合いなどといった特徴や利活用法については、未だに認知度は低い現状にある。

上記のことを踏まえ、本委託業務は、次世代を担う高校生に対し、森林の循環利用がSDGsへの貢献に繋がることや本県の森林・林業及び木材産業の情報を提供し、将来の職の選択肢としての林業・木材産業・木工業関係に興味・関心を持ってもらうことを目的とした、スタディーツアー（以降、ツアーと表記）の試行と高校生の県産木材使用体験等を元に、ツアーの課題と今後の展望について整理することとする。

ツアーの試行については、本島内における高等学校（農業、工業等）の学生向けツアーを当該高校の教員及び教育庁の担当職員に対し実施し、ツアーに対する意見を聴取する。また、高校生へ県産木材の魅力を知ってもらうきっかけづくりとして、県が協力依頼をした高校へ県産木材の配布を行い、授業等で実際に県産木材を使用してもらう。高校生には、今後の県産木材普及活動等へ反映出来るよう県産木材の使用感などのアンケート調査を行い、先生方には生徒が県産木材を使っている様子に関するアンケート調査を実施する。

4. 業務内容

本委託業務の具体的な内容は以下のとおりとする。なお、今回のツアーにおいては、林業における川下にあたる木工業にフォーカスした内容とする。ただし、各業務の具体的な内容については、応募により採用される企画提案の内容に基づき決定するものとする。

(1) 計画・準備

本委託業務を実施するにあたり、業務内容、目的、求められる成果等を十分に把

握・理解した上で、前年度業務成果を参考に、改善・新規提案等により一層の成果を求めべく計画・準備を行うこと。

(2) おきなわ森林・林業スタディーツアーの計画・運営（1回以上）

高校生を対象にした本県の森林・林業を学習できる内容としたツアーを計画及び運営する。

企画提案においては、下記（・ツアーの実施構成素案の内容）を参考に、1日内で想定できるツアー内容を提案すること。

なお、内容（①～④）は盛り込み、講師（例：木工業者等）による説明を想定すること。講師には、報償費を支払うこと。

①及び④については基本的に沖縄県県民の森で行うことを想定している。②及び③については見学地をそれぞれ最低1個所以上提示すること。県民の森における使用料については、県の事業にて使用するため使用料は免除の予定である。また、ツアーにおける移動手段は県所有のマイクロバス（運転手付）を想定している。

・ツアーの実施構成素案の内容

①沖縄県の森林・林業・木材産業の状況及び特徴について

森林・林業について内容を説明。説明時には、本県の森林・林業・木材産業の特徴や本県と他都道府県との森林・林業・木材産業の異なる点等にふれること。（必要最低限、県が作成した動画を使用すること）

②二次産業である木材産業について

県産材を扱っている県内の製材工場や木工業者の作品等の説明及び工房への見学等を行うこと。

③三次産業と県産材の関わりについて

第三次産業であるサービス業へ県産木材が関わっていること知ってもらうために、県産木材が使用されている施設（民間）等の見学を実施すること。

④意見交換会について

い参加者全体で意見交換ができる場を設けること。

(3) 県産木材の活用体験調査

県産木材の良さや特徴などを高校生に体験してもらうために、県が協力依頼を行った本島内の高等学校（3校程度）と活用体験実施に向けた調整・準備を進めていく。協力校には県産木材（リュウキュウマツ等）を無償で約0.5³ずつ（計：1.5³）

内) 提供し、授業等で作品を製作してもらおう。また、協力校へは、アンケート調査等を行うこと。学生が作成した作品及び提供した木材は、協力校へ寄贈する。

なお、県産木材の調達・提供費用については、当該事業費内でみることとするが、材料調達費用に関しては上限 30 万円 (税込) 程度とする。

企画提案においては、県が協力依頼した高校へ 12~3 月上旬での材料調達・資材提供、アンケート調査実施のスケジュール案を提示すること。また、県産木材を使用している木工業者を学校へ講師として派遣 (各校 1 回) する想定として報償費の提示、県産木材の利用推進に繋げるために必要なアンケート調査の内容を提示する。なお、講師候補である木工業者選定及び理由を提示してもらおうが、最終決定は県と調整の上で決定するものとする。

(4) 打ち合わせ

受託者は、発注者と十分な調整を行ったうえで、業務の遂行を実施するものとし、業務の進捗状況及び実施手順を報告するほか、森林管理課の担当の求めに応じてその都度、報告を行うものとする。

(5) 業務報告

業務の遂行状況について、取りまとめた業務報告書を作成し提出すること。業務報告をまとめるにあたり、ツアーの課題と今後の展望について整理すること。

5. 予算額

(1) 本提案に当たっては、総額 1,483,900 円 (消費税及び地方消費税を含む) の範囲で見積もること

(ただし、この金額は企画提案のために設定した金額であり実際の契約金額とは異なる)。

(2) 積算の費目

企画提案にあたっては、5 の (1) に示した額を上限として積算すること。

積算の費目は次のとおりとする。

- ① 直接人件費 (業務内容ごとに見積もること)
- ② 直接経費 (旅費交通費、印刷製本費、広告料、使用料、委託費、報償費、リュウキュウマツ等板材購入費、その他)
- ③ 再委託費
- ④ 一般管理費
- ⑤ 消費税相当額

※ 直接経費その他は、必要な経費を積み上げにより積算すること。

※ 一般管理費は、(直接人件費+直接経費-再委託費) の 10%以内とする。

一般管理費は、本委託業務を行うために必要なものであって、本委託業務に要した経費としての特定・抽出が難しいものについて認められる経費となっている。

※ 直接経費に消費税が含まれている場合は、消費税相当額を除いた上で計上すること。

※ 各積算項目の単価と内訳を記載すること。積算の費目は、次のとおりとすること。

6. 再委託の制限

再委託ができる業務範囲は以下の業務に限る。

(1) 一括再委託の禁止

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせることはできない。また、以下の契約の主たる部分に当たる業務については、その履行を第三者に委任し、又は請け負わせることはできない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとして、あらかじめ沖縄県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

- ① 契約金額の50%を超える業務
- ② 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査等の統括的かつ根幹的な業務
- ③ 契約の相手方を選定した理由と不可分の関係にある業務

(2) 再委託の範囲及び承認の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面により県の承認を得ることとする。

ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」等を第三者に委任し、又は請け負わせるときはこの限りではない。

- ① 資料の収集・整理
- ② 複写・印刷・製本
- ③ 原稿・データの入力及び集計
- ④ 国、他の地方公共団体、その他の公共団体又は独立行政法人等に再委託を行う場合
- ⑤ その他、単純作業的な業務であって、容易かつ簡易なもの

7. 成果品等提出物

- (1) 報告書(A4サイズ) 1部
- (2) 上述(1)を記録した電子記録媒体 1部

8. 著作権等

成果物の所有権及び著作権等の知的財産は県に帰属する。

ただし、本委託業務に当たり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任と費用をもって処理する。

9. その他

- (1) 企画提案が選定された場合においても、提案内容の全ての実施を保証するものではない。
- (2) 本委託業務の実施にあたって、財産の取得は認めない。
- (3) 本仕様書に明記されていない事項で、当然具備されなければならない事項は、これを省略してはならない。
- (4) その他業務実施に当たり、本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、発注者及び受注者で協議の上、発注者の指示に従うこと。